

栃木県告示第 178 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6（2024）年 3 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

栃木市

2 事業の種類

（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県 栃木市 神田町 字石島 地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業（以下、「本件事業」という。）は、栃木市が老朽化の著しい栃木第三小学校給食共同調理場、大宮北小学校給食共同調理場及び国府北小学校給食共同調理場（以下、「現 3 調理場」という。）を統合し、新センターを整備する事業であり、法第 3 条第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

栃木市は、「栃木市学校給食調理場整備基本計画」を策定するとともに、本件事業に係る予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

栃木市においては、市立小学校及び市立中学校 42 校に給食が提供され、そのうち栃木地域では、市立小学校及び市立中学校 20 校に給食が提供されている。

現 3 調理場は、開設後 31 年から 46 年が経過していることから、老朽化が進行し、維持補修や修繕にかかる費用が年々増加しているほか、ボイラー、洗浄機等の大型設備が使用不可となった場合、給食の提供ができなくなるおそれがある。

また、整備当初は単独校方式であった現 3 調理場に子学校の食数を追加して親子方式としているため、施設が狭隘となり、作業効率が悪い。なお、現 3 調理場は学校敷地内に位置し、現敷地は狭隘なため、建替えに際しての運用細目に規定する面積の確保が難しく、周辺には一般住宅が立ち並んでいることから、敷地の拡大も困難な状態となっている。そのほか、現在地で改築整備を行った場合、給食を提供できない期間が生じることから、新たな用地への建設が必要となる。

上記のとおり、現 3 調理場は、施設が狭隘であることから、汚染区域と非汚染区域を区分できてない

だけでなく、食物アレルギー専用室を設置できていない。また、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）で定めるドライシステムを導入できておらず、ウェットシステムをドライ運用しているため、多湿による衛生管理上の問題が生じている。さらに、空調設備もないため、調理場内の気温が 40℃以上まで上昇し、安全な調理業務に支障が生じている。

本件事業の完成により、老朽化の著しい現 3 調理場の維持補修に係る費用の削減や、調理業務の集約による委託費用の軽減に資すると認められる。さらに、食中毒、交差汚染及びアレルギー事故等の危険が軽減され、安全・安心な給食の提供が可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び栃木県環境影響評価条例（平成 11 年栃木県条例第 2 号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、栃木市が希少動植物の有無の確認のため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、起業地内の土地については、栃木市が埋蔵文化財包蔵地に該当していないことを確認している。なお、工事中、遺構や遺物と思われるものを発見した場合は、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、8 箇所の候補地を比較検討し、食材納入車両や給食配送車両の出入りに支障が生じないこと、調理終了後 2 時間以内に喫食することが可能であること、電気・上下水道が整備されていること、用地交渉にかかる期間や財政負担が最小限となること等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及び経済的観点から申請地が最も合理的であると認められる。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現 3 調理場は老朽化、狭隘化、学校給食衛生管理基準への不適合といった様々な課題を抱えており、安全、安心な給食提供が困難になるおそれがあることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から (4) までに述べたように、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されることか

ら、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

栃木市役所 教育委員会事務局 保健給食課

(用地課)